

(別紙2)

利子補助に関する手続きについて

1. 前年度からの変更点

今年度より、申請書類の押印欄を削除し、添付書類についても原本証明は不要としています。これに伴い、書類提出は電子メールでの受付に変更しています。電子メールでの送付ができない場合等は郵送でご提出ください。

2. 手続の流れと提出書類

- (1) 福祉医療機構分・・・P. 2
- (2) 神戸市制度融資分・・・P. 5

3. 利子補助金 必要書類一覧・・・P. 8

書類提出の際には必ずご確認ください。

4. (参考) 社会福祉施設整備資金利子補助金交付要綱 (抄)・・・P. 9

【ご提出について】

* 原則、電子メールでご提出ください。電子メール件名には、法人名、利子補助の申請の旨を記載し、メール本文には担当者様の連絡先（住所・氏名・電話番号・メールアドレス）を記載してください。

電子メール件名例… (福) ○●会 利子補助金関係書類の送付

* 郵送でご提出の場合は、封筒に「**利子補助金関係書類在中**」と**朱書き**してください。

【提出先及び問合せ先】

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

神戸市福祉局 高齢福祉課 施設担当 (利子補助担当)

TEL : 078-322-5226

E-mail : kourei_shisetsuseibi@office.city.kobe.lg.jp

1. 福祉医療機構貸付資金に対する利子補助

(1) 申請

(ア) 提出期限

10月1日(金)から11月30日(火)まで

(イ) 添付書類 (P.8 参照)

利子支払予定額のわかるもの(償還予定表等)、借入金償還計画表

様式第1号(第6条関係)

社会福祉施設整備資金利子補助金交付申請書

申請年月日を記入

神戸市長 久元 喜 遊 宛

令和 年 月 日

所在地
(法人) 名 称
代表者職氏名

押印不要です

社会福祉施設整備資金利子補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

申請金額									円
------	--	--	--	--	--	--	--	--	---

当該年度を記入

ただし、令和 年度社会福祉施設整備資金利子補助金

[① - ②]の額を記入

① 利子支払額 円	② 県補助額(予定) (千円未満の繰上捨) 円	③ 補助申請額 (① - ②) 案 円
--------------	-------------------------------	---------------------------

利子返済予定額を記入

※ただし、平成16年4月1日以降に融資を受けたものについては利子補助額上限あり。

借入金額	円	借入利率	%
建設の名称	(建設の種類:)		
契約年月日	平成 年 月 日		

【注】

実支払額と補助対象額に違いがある場合、実支払予定額を上段に括弧書きで追記してください。

(例)

H16.4.1-H25.3.31に融資を受けた場合は、利子補助の申請額は融資利率2%までの額となります。

融資実行通知書、償還予定表等に基づき記入。

(償還明細)		償還状況(予定)		遅延利息	備考 遅延理由と償還見込
上段: 約定返済日	下段: 償還日	元金	利息		
R . . . (Q . . .)		円	円	(利率: %) 円	
R . . . (Q . . .)		円	円	(利率: %) 円	
R . . . (Q . . .)		円	円	(利率: %) 円	
R . . . (Q . . .)		円	円	(利率: %) 円	
R . . . (Q . . .)		円	円	(利率: %) 円	
R . . . (Q . . .)		円	円	(利率: %) 円	
R . . . (Q . . .)		円	円	(利率: %) 円	
合計		円	円	円	

(2) 交付決定

おおむね2月頃、神戸市より「交付決定通知」を送付します。

(3) 実績報告

(ア) 提出期限

3月17日(木)～31日(木)まで(遅くとも4月6日(水)必着)

(イ) 添付書類 (P.8 参照)

利子の支払を証明する書類(通帳の写し、受領証等)

様式第3号(第8条関係)

社会福祉施設整備資金利子補助実績報告書

令和 年 月 日

神戸市長 久元 喜 進 病

所在地
(法人) 名 称
代表者職氏名

実績報告年月日
(3月31日)と記入

押印不要です。

交付決定に記載されている日付、番号、金額を記入

令和 年 月 日付け枠高第 号により交付決定通知のあった社会福祉施設整備資金利子補助金について、社会福祉施設整備資金利子補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり報告します。

① 利子支払額 円	② 県補助額 円	③ 神戸市補助金額 (① - ②) 額 円
--------------	-------------	-----------------------------

【注】
申請書同様、実支払額と補助対象額に違いがある場合、実支払額を上段に括弧書きで追記してください。

交付決定に記載されている金額を記載
([①-②]の額)

借入金額	円	借入利率	%
施設の名称	(施設の種類:)		
契約年月日	平成 年 月 日		

【令和 年度の償還状況】

上段: 約定返済日 下段: 償還日	償 還 状 況		遅延利息	備 考 遅延理由と償還状況
	元 金	利 息		
R . . . (R . . .)	円	円	(利率: %) 円	
R . . . (R . . .)	円	円	(利率: %) 円	
R . . . (R . . .)	円	円	(利率: %) 円	
R . . . (R . . .)	円	円	(利率: %) 円	
R . . . (R . . .)	円	円	(利率: %) 円	
R . . . (R . . .)	円	円	(利率: %) 円	
R . . . (R . . .)	円	円	(利率: %) 円	
合 計	円	円	円	

当該年度を記入

利子の償還状況等、当該年度の実績を記入

(添付書類) 払込書(支払書)の写し 通

添付書類の枚数を記入

※ 当該年度の支払いが、支払遅延等により翌年度4月1日以降になりますと、該当支払額については補助対象外となりますので、十分にご注意ください。

(4) 請求

(ア) 提出期限（実績報告書に同封してください）

3月17日（木）～31日（木）まで（遅くとも4月6日（水）必着）

様式第5号（第10条関係）

社会福祉施設整備資金利子補助金交付請求書

令和 年 月 日

請求日を記載
(3月31日)と記入

理事長の変更等により申請書・実績報告書と記載内容が異なる場合は、お問い合わせください。

所在地
(法人)名称
代表者職氏名

押印不要です

令和 年 月 日付け神戸高第 号により交付決定通知のあった社会福祉施設整備資金利子補助金を下記のとおり請求します。

記

請求金額

当該年度を記入

・実績報告した額（交付決定に記載されている金額）を記載
・請求金額は右詰、頭に「¥」を記入

ただし、令和 年度社会福祉施設整備資金利子補助金

(内訳)

① 利子支払額 円	② 県補助額(予定) (千円未満の端数四捨) 円	③ 補助申請額 (① - ②) 千 円
--------------	--------------------------------	---------------------------

※ただし、平成18年4月1日以降に融資を受けたものについては利子補助額上限あり。

借入金額	円	借入利率	%
施設の名義	(施設の種類:)		
契約年月日	平成 年 月 日		

上記請求金額は、次の銀行口座に振り込んで下さい。

登録債権者番号

神戸市に債権者登録をしておられない方は、次の口座依頼欄に記入して下さい。

銀行名	支店名	支店
預金種別	1 普通 2 当座	口座番号
口座名義(カナ)		

・債権者番号を登録している場合は、登録債券者番号を記入。登録していないまたは登録内容に変更があった場合は、口座振替欄を記入。
・振込先は法人名義の口座としてください。異なる場合は、別途受領委任が必要となります。

- ・口座名義はカタカナでご記入ください。
- ・濁点(゜)、半濁点(ㇰ)は1文字。
- ・法人の場合、代表者名の入力不要。施設名が後につく名義の場合は施設名まで記載。
- ・法人格の括弧の用い方。
(例)社会福祉法人神戸太郎 フク) コウベ` タロウ
(例)医療法人社団神戸花子 イ) コウベ` ハナコ

(5) 振込

実績報告の審査後（おおむね4月～5月頃）、ご指定の口座にお振込みいたします。

*手続きの都合上、振込みまでにお時間をいただくことがあります。ご了承ください。

(3) 実績報告

(ア) 提出期限

3月17日(木)～31日(木)まで(遅くとも4月6日(水)必着)

(イ) 添付書類 (P.8 参照)

利子の支払を証明する書類(通帳の写し、受領証等)

【注】用地取得にかかる神戸市制度融資資金に対する利子補給の場合は、「様式第7号(神戸市社会福祉用地取得資金融資制度)」を使用してください。下記例(施設整備資金融資制度)とは様式が異なりますのでご注意ください。

様式第7号(神戸市社会福祉施設整備資金融資制度)

実績報告年月日
(3月31日)と記入

実績報告書

令和 年 月 日

神戸市長 久元 喜道 宛

所在地
名 称
代表者職氏名

交付決定に記載されている日付、番号、金額を記入

押印不要です

令和 年 月 日付け神福高第 号により交付決定のあった神戸市社会福祉施設整備資金融資制度要綱による融資あっせんを受けた借入金の利子補給について、神戸市社会福祉施設整備資金融資制度運営要領第7条第4項の規定により下記のとおり報告します。

記

融資あっせん額	円	約定金利	年利	%
施設の名稱	(施設種別:)			
融資実行年月日	年 月 日	取扱支店		
実績額	金	円		

利子返済実績額(交付決定に記載されている金額)を記入

令和 年度の償還状況

上段: 約定返済日 下段: 償還日	償 還 状 況		遅延利息 (利率: %)	備 考 遅延理由と償還見込
	元 金	約 定 利 息		
R . . . (仮 . . .)	円	円	円	
R . . . (仮 . . .)	円	円	円	
R . . . (仮 . . .)	円	円	円	
R . . . (仮 . . .)	円	円	円	
R . . . (仮 . . .)	円	円	円	
R . . . (仮 . . .)	円	円	円	
合 計	円	円	円	

利子の償還状況等、当該年度の実績を記入

【注】申請書同様、実支払額と補助対象額に違いがある場合、実支払額を括弧書きで追記してください。

(添付書類) 払込書(支払書)の写し 通

添付書類の枚数を記入

※ 当該年度の支払いが、支払遅延等により翌年度4月1日以降になりますと、該当支払額については補助対象外となりますので、十分にご注意ください。

(4) 請求

(ア) 提出期限（実績報告書に同封してください）

3月17日（木）～31日（木）まで（遅くとも4月6日（水）必着）

【注】用地取得にかかる神戸市制度融資資金に対する利子補給の場合は、「様式第9号（神戸市社会福祉用地取得資金融資制度）」を使用してください。下記例（施設整備資金融資制度）とは様式が異なりますのでご注意ください。

様式第9号（神戸市社会福祉施設整備資金融資制度）

利子補給金交付請求書

令和 年 月 日

請求日を記載
(3月31日)と記入

理事長の変更等により申請書・実績報告書と記載内容が異なる場合は、お問い合わせください。

市長 久元 喜造 宛

所在地
名称
代表者職氏名

押印不要です。

交付決定に記載されている日付、番号、金額を記入

令和 年 月 日付け神福高第 号により交付決定の通知のあつた補助金を下記のとおり請求します。

請求金額

・実績報告した額（交付決定に記載されている金額）を記載
・請求金額は右詰、頭に「¥」を記入

当該年度を記入

ただし、令和 年度（上・下）半期、社会福祉施設整備資金融資利子補給金上記の請求金額は、下記の銀行口座に振り込んで下さい。

登録債権者番号

神戸市に債権者登録をしておられない方は、次の口座依頼欄に記入して下さい。

銀行名	支店名		支店
預金種別	1 普通	2 当座	口座番号
口座名義（カナ）			
30字を超えるときは、31字以下を省略してください			

・債権者番号を登録している場合は、登録債券者番号を記入。登録していないまたは登録内容に変更があった場合は、口座振替欄を記入。
・振込先は法人名義の口座としてください。異なる場合は、別途受領委任が必要となります。

- ・口座名義はカタカナでご記入ください。
- ・濁点（`）、半濁点（゜）は1文字。
- ・法人の場合、代表者名の入力不要。施設名が後につく名義の場合は施設名まで記載。
- ・法人格の括弧の用い方。
(例) 社会福祉法人神戸太郎 フク) コウベ` タロウ
(例) 医療法人社団神戸花子 イ) コウベ` ハナコ

(5) 振込

実績報告の審査後（おおむね4月～5月頃）、ご指定の口座にお振込みいたします。

*手続きの都合上、振込みまでにお時間をいただくことがあります。ご了承ください。

利子補助金 必要書類一覧

1. 申請

	提出書類	初年次	2年次以降	備考
1	利子補助(補給)申請書	○	○	福祉医療機構分…①様式第1号 神戸市/施設整備分…④様式第5号 神戸市/用地取得分…⑦様式第5号
2	法人の登記簿	○	△	写し可
3	法人の資格証明(代表者事項証明書)	○	△	写し可
4	法人の定款	○	△	
5	法人調書	○	△	別添様式(⑩法人調書)
6	法人理事、監事の履歴書	○	△	写し
7	融資元との金銭消費貸借契約書	○	-	写し
8	利子補助金調書	○	△	別添様式(⑪利子補助金調書)
9	利子支払い予定額のわかるもの	○	○	償還約定表等の写し
10	借入金償還計画書	○	○	別添様式(⑫借入金償還計画書)
11	借入金償還財源内訳表	○	△	別添様式(⑬借入金償還財源内訳表)
12	借入対象施設の工事請負契約書	○	-	写し
13	借入対象施設の土地、建物登記簿	○	△	写し可
14	借入対象施設のパンフレット	○	-	写し

△…変更がある場合

2. 実績報告

	提出書類	初年次	2年次以降	備考
1	利子補助実績報告書	○	○	福祉医療機構分…②様式第3号 神戸市/施設整備分…⑤様式第7号 神戸市/用地取得分…⑧様式第7号
2	利子の支払いを証明する書類	○	○	通帳・受領証等の写し

3. 請求

	提出書類	初年次	2年次以降	備考
1	利子補助(補給)金交付請求書	○	○	福祉医療機構分…③様式第5号 神戸市/施設整備分…⑥様式第9号 神戸市/用地取得分…⑨様式第9号

社会福祉施設整備資金利子補助金交付要綱（抄）

（補助の対象）

第2条 この要綱による補助を受けることができる者は、市内で事業を行う法人とする。

ただし、平成30年4月1日以降に神戸市民間社会福祉施設等整備審査会等（以下「審査会」という。）の承認を経た後に融資を受けた法人については、社会福祉法人に限ることとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号のとおりとする。

- (1) 平成16年3月31日までに融資の決定を受けたものについては、融資一件ごとに補助を受けようとする年度（以下「当該年度」という。）の融資実行時の償還計画に基づく利子支払計画（福祉医療機構が指定した償還期日が当該年度にかかるものをいう。以下「当初利子支払計画」という。）に基づき支払おうとする利子額から、兵庫県から同種の補助金の交付を受ける金額を控除した額の範囲内とする。
- (2) 平成16年4月1日以降平成25年3月31日までに審査会の承認を経た後に融資を受けたものについては、当該年度の当初利子支払計画に基づき支払おうとする利子額の内、半額を限度とする。但し、利率が4%以下の場合には利率2%に相当する額を限度とする。
- (3) 平成25年4月1日以降に審査会の承認を経た後に融資を受けたものについては、当該年度の当初利子支払計画に基づき支払おうとする利子額の内、半額を限度とする。但し、平成25年4月1日以降平成29年3月31日までに審査会の承認を経た後に融資を受けた介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する小規模多機能型居宅介護事業所並びに障害者総合支援法に規定する療養介護、短期入所、及び共同生活援助事業所については、当分の間、利率が4%以下の場合には利率2%に相当する額を限度とする。
- (4) 前号にかかわらず、平成30年4月1日以降に審査会の承認を経た後に変動金利により融資を受けたものについては、当該年度の利子支払計画に基づく利子額の半額又は融資実行時における固定金利により算出した当該年度の利子額の半額のいずれか低い方とする。
- (5) 福祉医療機構貸付準則13の3並びに福祉医療機構貸付利率準則第6及び別表6に定める福祉医療機構のオンコスト保証制度による融資を受けたものについては、当該制度による上乗せ利率分に相当する額は、補助対象外とする。
- (6) 第1号から第3号までの規定にかかわらず、償還計画を変更する場合にあっては、神戸市と事前協議を行うこととし、当初利子支払計画時に予定されていた利子補給の総額を限度とする。ただし、変更後の各年度における補助額については、協議の上決定するものとする。
- (7) 前各号にかかわらず、変動金利による償還を選択している等特に必要な場合に限り、神戸市と協議の上、限度額を見直すことができるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする法人は、当該年度（4月1日から翌年の3月31日まで）中に申請書（様式第1号）及び別に定める書類を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、その旨を交付決定通知書（様式第2号）により当該法人に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

（実績報告書の提出）

第8条 前条の通知を受けた法人（以下「補助事業者」という。）は、当該年度の補助事業が完了したときは、支払書の写を添付した実績報告書（様式第3号）を、市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第9条 市長は、補助事業者から前条の報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査等を行い、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第4号）により補助事業者に速やかに通知することとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、交付の決定における交付額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することとする。

（補助金の請求）

第10条 市長は、前条第1項の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される請求書（様式第5号）を受理したときは、補助金を交付するものとする。